

琉球大学学術リポジトリ

日米琉球諮問委員会. 沖縄復帰準備委員会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43690

準備委員会

- 9日 11時
- 10日 〃 〃
- 12日 〃 〃
- 13日 〃 〃
- 〃 〃 〃
- 〃 〃 〃
- 20日 〃 〃
- 25日 〃 〃
- 26日 〃 〃 *
- 27日 〃 〃

3月 2日 〃
 3日 〃
 〃 〃 〃
 〃 〃 〃

本日は、〃 〃 〃

2月6日 B案を法制局、行管及び大蔵へ

9日 法制局一読

10日 〃 二読 C案 (B案の構成変更)

12日 〃 三読 C案修正

13日 〃 四読 D案(中間案)

16日 〃 五読 E案

〃 E'案 (俾修修正)

〃 大蔵給与課説明

20日 大蔵法規課

25日 二部修正 (法制局修正)

26日 改官会議*

27日 閣議 (総理、外務、大蔵、共同議議)

3月 2日(月)

3日(火)

5日(木) 閣議

6日(金) 沖特委 による提案理由説明

*延期は、在横公文の成立が原因である。

沖繩復歸のための準備委員会への日本国政府
代表に関する臨時措置法案

沖繩の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

沖繩の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案要綱

- 一 アメリカ合衆国との間の合意に基づいて設けられる沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表を長とする沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所を沖繩島那覇に置く。
- 二 代表事務所の任務は、準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たるところを任務とする。
- 三 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。
- 四 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員とする。
- 五 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。
- 六 代表事務所の職員は、外務職員とする。
- 七 政府代表には、月額三十一万円の俸給、期末手当及び政令で

定める額の在勤手当を支給する。

八 代表事務所の職員には、俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び政令で定める額の在勤手当を支給する。

九 この法律は、公布の日から施行する。

十 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法は、廃止する。

昭和四十五年二月十六日

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、沖繩の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条 外務省の機関として、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

代表事務所は、沖繩島那覇に置く。

（任務）

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を

代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（政府代表）

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

（職員）

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員（以下「職員」という。）は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

（給与）

第七条

政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2

政府代表の俸給月額額は、三十一万円とする。

3

職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4

第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に発揮することのできるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による政府代表及び職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第一条第二項及び第三項中「大使及

3

び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

4

理由

沖繩の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する
臨時措置法案参照法令

目次

国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）	一
第九十六条	一
第九十七条	一
第九十八条	一
第九十九条	二
第一百条	二
外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）	三
第二条	三
第三条	五
第四条	五
第五条	六

- 第六条
- 第七条
- 第十条
- 第十一条
- 第十四条
- 第十七条
- 第十八条
- 第十九条
- 第二十条
- 第二十一条
- 第二十二条
- 第二十七条

目二
 一三
 一一
 一〇
 一〇
 九
 九
 八
 八
 八
 七

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

- 第一条
- 第二条
- 第五条
- 第六条
- 第七条
- 第七条の二
- 第八条
- 第十四条
- 第十五条

一三
 一五
 一五
 一五
 一六
 一六
 一六
 一六
 一七

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（抄）

目七

第二條	一七
第三條	一八
第四條	一八
第十條の二	一九
第二十一條	二〇

沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する

暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）……………二〇

目次

国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（職務の根本基準）

第九十六條 すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のため勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げ、これに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

（職務の宣誓）

第九十七條 職員は、政令の定めるところにより、職務の宣誓をしなければならない。

（法令及び上司の命令に従ふ義務並びに争議行為等の禁止）

第九十八條 職員は、その職務を遂行するに就いて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為

をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人し、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

職員が同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基づいて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をし、またはならぬ。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らししてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、前轄庁

(外務公務員の定義)

第二条 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいう。

- 一 特命全権大使(以下「大使」という。)
- 二 特命全権公使(以下「公使」という。)
- 三 特派大使
- 四 政府代表
- 五 全権委員
- 六 政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

七 外務職員

2 この法律において「特派大使」とは、日本国政府を代表して、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務を処理するため、外国に派遣される者をいう。

3 この法律において「政府代表」とは、日本国政府を代表して特定の目的をもちつて外国

政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付与された者をいう。

4 この法律において「全権委員」とは、日本国政府を代表して特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議に参加し、且つ、条約に署名調印する権限を付与された者をいう。

5 この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）及びその一般的補助業務に供事する若て外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員をいう。

の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によって行なわれる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することと人事院から求められた場合には、何人なりも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について人事院に対して、陳述及び証言を行なわなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）

（外務職員に対する国家公務員法等の適用）

第三條 国家公務員法並びにこれに基く法令の規定は、この法律にその特例を定める場合を除く外、外務職員に關して適用があるものとする。

(特別職の外務公務員に対する国家公務員法の準用等)

第四條 国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條並びに第百條第一項及び第二項の規定は、外務職員以外の外務公務員に準用する。この場合において、国家公務員法第九十六條第一項、第九十八條第二項、第九十九條及び第百條第一項中「職員」とあるのは「外務職員以外の外務公務員」と、第百條第二項中「所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)」とあるのは「外務大臣」と読み替へるものとする。

之、前項に定めるものを除く外、外務職員以外の外務公務員の任免その他の身分上の事項及び服務に關する事項については、この法律の定めるところによる。

第二章 職階制

(外務職員の官職の格付)

第五條 国家公務員法第三十一條に規定する官職の格付は、同条及び国家公務員の職階制に關する法律(昭和二十五年法律第百八十号)第十二條の規定にかかわらず、外務職員については、外務大臣が行なう。

之、外務職員の官職の格付に關し必要な事項は、政令で定める。

(外務職員の公の名称)

第六條 外務職員(外務事務次官を除く。)は、組織上の名称の外、公の便宜のために國際慣行に従い用いる公の名称として、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、総領事、領事、副領事及び領事官補並びに二等理事官、二等理事官、三等理事官、副理事官及び外務書記といふ名称を用いることができる。

之、外務大臣は、公の便宜のために國際慣行に従い特に必要と認める場合には、外務職員に對し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、公の名称に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第三章 任免

(外務公務員の欠格事由)

第七条 国家公務員法第三十八条の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることができない。

二 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができないときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

(選考による外務職員の任命)

第十条 外務大臣は、もっぱら賦務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外交領事事務に従事させるためその他特に必要がある場合には、外務省令で定めるところにより、選考によつて外務職員を任命することができる。

(外務職員の昇任)

第十一条 外務職員の昇任は、外務省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行なう。

(勤務成績の評定)

第十四条 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 保障

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第十七条 外務職員は、勤務条件に関し、外務大臣により適当な行政上の措置が行なわれることを要求しようとするときは、国家公務員法第八十六条の規定になかわらず、外務人事審議会(以下「審議会」という。)に対して要求しなければならない。

二 国家公務員法第八十七条及び第八十八条の規定は、前項の要求に係る事実の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十七条第一項」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同条及び第八十八条中「人事院」とあるのは「外務人事審議会」と、第八十八条中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替へるものとする。

三 前二項に定めらるものと除く外、勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手續に
関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 外務職員は、前条の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事院に
対し、再審査を要求することができる。

二 国家公務員法第八十七条及び第八十八条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判
定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、国家公務員法第八十七条
中「前条」とあるのは「外務公務員法第十八条第一項」と、「職員」とあるのは「外務職
員」と、第八十八条中「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の
事項については、内閣総理大臣又は、その職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務
大臣に対し、」と読み替へるものとする。

(懲戒処分についての不服申立て)

第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益を損じたという理由で
懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第

百六十号）による不服申立ては、国家公務員法第九十条第一項の規定にならわらず、外務
大臣に対してしなければならない。

二 前項の処分については、国家公務員法第八十九条第三項中「人事院」とあるのは、「外
務大臣」と読み替へるものとする。

国家公務員法第九十条第三項及び第九十条の二の規定は、第一項に規定する不服申立て
について準用する。

第二十条 外務大臣は、前条第一項の処分についての不服申立てを受理したときは、これを
却下する場合を除き、直ちにその事案を審議会の調査に付さなければならない。

二 審議会は、前項の規定に基いて事案を調査する場合において、処分を受けた外務職員の
請求があつたときは、口頭審理を行なわなければならない。

三 口頭審理は、非公開とする。

四 処分を受けた外務職員は、すべての口頭審理に出席し、陳述を行ない、証人を出席させ
並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

5 前条第一項の処分についての不服申立てに対する決定又は裁決は、審議会の調査の結果に基づいてしなければならない。

6 外務大臣は、前条第一項の処分の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、その処分によって当該外務職員が失った給与の返済をしなければならない。

第二十一條 前二条に定めるものを除く外、懲戒処分についての不服申立ての手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十二條 第十九條第二項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(罰則)

第二十七條 第四條において準用する国家公務員法第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのほか助とした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に

処する。

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(抄)

(目的及び適用範囲)

第一條 この法律は、左に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び公務による災害補償について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 三の二 人事院総裁及びその他の人事官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 総理府総務副長官
- 六 政務次官

- 七 削除
- 八 削除
- 九 国家公安委員会委員
- 十 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十一 土地調整委員会の委員長及び委員
- 十一の二 首都圏整備委員会の常勤の委員
- 十二 社会保険審査会の委員長及び委員
- 十二の二 労働保険審査会委員
- 十二の三 行政監理委員会委員
- 十三 地方財政審議会の会長及び委員
- 十三の二 原子力委員会の常勤の委員
- 十三の三 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十三の四 科学技術会議の常勤の議員

- 十四 運輸審議会委員
 - 十五 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び武部官長
 - 十六 特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）
（以下略）
- （内閣総理大臣等の給与）
- 第二系 前系第一号から第十七号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、調整手当及び期末手当（秘書官にあつては、俸給、調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当）とする。
- 第五系 新たに内閣総理大臣等になつた者には、その日から俸給を支給する。但し、退職し又は罷免された国家公務員が即日内閣総理大臣等になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。
- 第六系 内閣総理大臣等が退職、罷免又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで俸給を支給する。

第七系 前二系の規定により俸給を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

第七系の二 内閣総理大臣等の調整手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第八系 内閣総理大臣等の給与の支給期日は、一般職の職員の例による。

（調整措置）

第十四系 国会議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が左の各号の一に該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二系、第四系第二項又は第九系の給与は、支給しない。

- 一 内閣総理大臣等の職を兼ねるとき。
- 二 日本学術会議会員等の職を兼ねるとき。

之 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の額が国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与の額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所屬する機関から支給する。

（災害補償）

第十五系 特別職の職員（第一系第三十号及び第三十一号に掲げる特別職の職員を除く。以下この系において同じ。）の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた特別職の職員に対する福祉施設については、一般職の職員の例による。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（抄）

（在外職員の給与）

第二系 在外職員には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤労手当及び在勤手当を支給す

る。

2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定に基づいて支給する。

3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。

（給与の支払）

第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者に行ふことができる。

（給与の支給方法）

第四条 在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の六の規定にか

かわり、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。

2 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するときは、外るときは、その額は、当該計算期間の現日数と基礎として日割によつて計算する。

（在勤基本手当の支給期間）

第十条の二 在勤基本手当は、在外職員が在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）に到着した日の翌日から帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）を支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地へ出発した日から在勤地へ帰着する日までの期間が六十日と之を定めるものには、第一項の規定にかわらず、六十日と之を定める期間についての在勤基本手当は、支給しない。
(給与の端数計算)

第二十一条 外国通貨をもって定められた在外職員の給与を分割して支払う場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

2 本邦通貨をもって定められた在外職員の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に
関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)

(目的)

第一条 この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府とそれぞれ代表する者

をもつて構成され、かつ、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島、大東諸島を含む。)をいう。以下同じ。)の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため、沖縄の社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に関し、琉球諸島高等弁務官に対し、助言し、及び勧告することと目的として、沖縄諸島那覇に設置される諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)の委員となる日本国政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 総理府に、諮問委員会の委員となる日本国政府代表(以下「政府代表」という。)一人を置く。

2 政府代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3 政府代表は、特別職の国家公務員とする。この場合において、政府代表については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條並びに第百條第一項及び第三項の規定を準用する。

々 政府代表は、行政機関の職員に定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一
条第一項の職員に含まないものとする。

（任務）

第三条 政府代表は、諮問委員会が第一条に規定するその設置の目的を達成するため処理す
べき事項に関し、日本国政府を代表し、諮問委員会の委員として職務を行なうことを任務
とする。

（指揮監督）

第四条 政府代表に対する指揮監督は、内閣総理大臣及び外務大臣が行なう。

（任免）

第五条 政府代表の任免は、内閣が行なう。

（給与及び災害補償）

第六条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

之 政府代表の俸給月額額は、三十一万円とする。

三 第二項の在勤手当の額は、政府代表が、その体面を維持し、かつ、その職務と責任に
応じて能率を十分に發揮することができるよう、沖繩島那覇における物価、為替相場及び生
活水準を勘案して、政令で定める。

々 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第
二条第三項及び第三条の規定は、第一項の俸給及び期末手当の支給について、同法第四
条第一項の規定は、第一項の俸給及び在勤手当の支給について、同条第二項及び第三項並に同
法第十条第一項、第四項及び第五項の規定は、第一項の在勤手当の支給について、同法第
十一条第二項の規定は、第一項の俸給、期末手当及び在勤手当の支給について準用する。
この場合において、同法第十条第一項中「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和
二十五年法律百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤
地」とあるのは、「沖繩島那覇」と、「在勤地」とあるのは、「沖繩島那覇」を出
発する日」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員
で」とあるのは、「政府代表が本邦へ出張を命ぜられた場合において」と、「在勤地」とある

した日から在勤地に帰着する日まで」とあるのは「沖繩島那覇を虫災した日から同地に帰着する日まで」と、「六十日」とあるものには「六十日」とあるのは「六十日」とあるときは「読み替えるものとする」。

5 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年五月十六日法律第三十三号）抄
（施行期日）

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

昭和四十五年三月
外務省

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案の提案理由説明書

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案の提案理由を、御説明いたします。

昨年十一月ワシントンで行なわれた佐藤内閣総理大臣とニクソン米大統領との会談の結果、全国民の悲願である沖繩の返還が来たる昭和四十七年中に実現することとなりました。更にこの会談におきまして、沖繩の復帰を円滑ならしめるため、日米両国は緊密に協議し協力することとなり、東京に現在置かれております日米協議委員会がその全般的責任を負うとともに、現地沖繩におきましても、あらたに、大規模の日本国政府代表と琉球列島高等弁務官をもつて構成される準備委員会を設置することに意見が一

致いたしました。更に、この準備委員会の組織、任務等につきましては、このほどアメリカ側との間に具体的な合意が成立いたしました。

従いまして、政府は、この準備委員会において、わが国代表が十分な活動と円滑な職務執行ができるよう、沖縄復帰準備委員会、日本国政府代表事務所を設置することとし、このため所要の事項を定めたこの法律案をここに提出することとした次第であります。次に、この法律案の概要を申し述べます。

この法律案におきましては、外務省の機関として沖縄復帰準備委員会、日本国政府代表事務所を設置することとし、その任務は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に關し、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議にあたることと定めております。次に、この政府代表事務所には、準備委員会への委員となる政府代表であり、同時に事務所

長として事務を掌理する特別職の国家公務員を置くほか、同政府代表を補佐する職員を置くこととしております。政府代表及び職員には、いずれも外務公務員の身分を与えることとしております。また、給与につきましては、現在の日本政府沖縄事務所職員に對すると同様、在勤手当の支給を定めております。

なお、この法律の施行により従来の一沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法は、廃止されることになっております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何卒、慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

昭和四十五年三月
外務省

△△沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表

に関する臨時措置法案の提案理由説明書

△沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に

関する臨時措置法案の提案理由を御説明いたします。

△昨年十一月ワシントンで行なわれた佐藤内閣総理大臣

とニクソン米大統領との日米首脳会談の結果、全國民の

悲願である沖繩の平和的返還が未だ昭和四十七年中

官房総務参事官
官房書記官
首席事務官

北米一課長

官房長
条約課長

外務省

に実現することとなりました。更この会談におきまして、

沖繩の復帰を円滑ならしめるため、日米両国は緊密に

協議し協力することとなり、東京に現在置かれております

日米協議委員会がその全般の責任を負うとともに、現地

沖繩におきましても、あらたに大使級の日本国政府代表と

琉球列島高等弁務官をもって構成される準備委員会を

設置すること、意見が一致いたしました。

外務省

更く、この準備委員会の組織、任務等につきましては、この
ほどアメリカ側との間に具体的な合意が成立いたしました。
△従いまして、政府は、この準備委員会において、わが国
代表が十分な活動と円滑な職務執行ができるよう、
沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所を設置
することとし、このため所要の事項を定めたこの法律
←

案をここに提出することとした次第であります。
△次に、この法律案の概要を申し述べます。
△この法律案におきましては、外務省の機関として沖縄復
帰準備委員会日本国政府代表事務所を設置することと
し、その任務は、準備委員会において日本国政府を代表し、
準備委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し在沖
縄アメリカ合衆国政府機関との協議に~~あ~~たることと定めてあり

ます。次に、この政府代表事務所には、準備委員会への
 委員となる政府代表であり、同時に事務所の長として事務
 を掌理する特別取の国家公務員を置くほか、同政府代表
 を補佐する取員を置くこととあります。政府代表及び
 取員には、いずれも外務公務員の身分を与えることとあ
 ります。また、給与につきましては、沖縄の特殊事情に
 基づき、現在の日本政府沖縄事務所取員に対すると

外務省

同称、在勤手当の支給を定めてあります。
 △なお、従来の日米琉球問題委員会はこの準備委員会
 の成立後、所管の業務整理を終了したのち、日米両国の
 合意により廃止されることとなっておりますが、この法律
 施行により、従来の準備委員会への日本国政府代表として業務整
 理を行わせることとし、従って従来の「沖縄高那覇に駐
 在する諮問委員会」の委員となる日本国政府代表の設置に

外務省

② 753 2-11 軍防室

閣する暫定措置法」は、も法律の施行と同時にこれを
廃止する~~ことになり~~ことになり~~ます~~おあります。

△以上が、この法律案の提案理由及びその概要でありま
す。

△何卒、慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいた
します。

外務省

△実現することとなりました。この会談におきまして

沖繩の復帰を円滑ならしめるため、日米両国は緊密に

協議し協力することとなり、東京に現在置かれております

日米協議委員会がその全般的責任を負うとともに、現地

沖繩におきましても、あらたに準備委員会を設置すること

意見が一致いたしました。お委員会、従来の日米琉

語期委員会と異なり、大使級の日本国政府代表、林、米國

外務省

準備委員の会への委員となる政府代表
があり、同時に格別

ます。次に、この政府代表事務所は、委員長として事務を掌理

する。特別取の国家公務員を置くほか、同政府一般取の取員を置くことと

いたしております。政府代表及び取員には、いずれも外務

公務員の身分を与えておりましたが、これは、この任務が外務

交渉に係るものであると鑑み、服務規律等の特例を

適用せしめんとする者を選定するに基き、おられます。また、給与

等につきましては、林井島と異なる体制下にある沖繩の特殊事

外務省

情に基づき、現在の日本政府沖繩事務所の取員に対する

と同様、在勤手当の支給を定めております。

なお、この準備委員会の成立により、従来の日米琉委員会が解

散されることとなります。国内措置は、沖繩島那覇

に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の

設置に関する暫定措置法は、これを廃止することといたして

あります。

外務省

△以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

△何卒、慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

外務省

なお、従来の日米琉語問委員会は、この準備委員会の成立後 所要の残務整理を終了したのち、日米両国の合意により廃止されることとなっておりますが、この法律案の成立後は、準備委員会への日本国政府代表をして 残務整理を行わせることとし、従って、従来「沖縄——暫定措置法」は、この法律の施行と同時にこれを廃止することといたしております。

北米一課長

官房書記官

南議に送る官房長官説明資料

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案について

昭45.3.3

昨秋の日米首脳会談の結果、1972年中に沖縄の返還が実現することとなり、~~この~~日米両国は、沖縄の復帰準備に關して緊密な協力体制をとるべく現地沖縄に、準備委員会を設置することが合意された。この準備委員会の組織、任務等につき日米両国の合意が成立したので、この法律案により沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所を設置その他所要の事項を定め、準備委員会へのわが方政府代表が十分に活動できるように、~~臨時措置と~~併するものである。

官務長官説明資料

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府

代表に関する臨時措置法 ^{について}

案 3、3
昭45、~~2、25~~

昨秋の日米首脳会談の結果、1972年中に沖

縄の返還が実現することとなり、^{このため}日米両国は、沖

縄の復帰準備に際して緊密な協力体制を ^{3.15} ~~と~~

~~東京日米協議委員会を軸として~~ 現地沖縄に ~~あ~~

~~て~~ 準備委員会を設置すること ^{（この案は、この案）} ~~を~~。準備委員会の

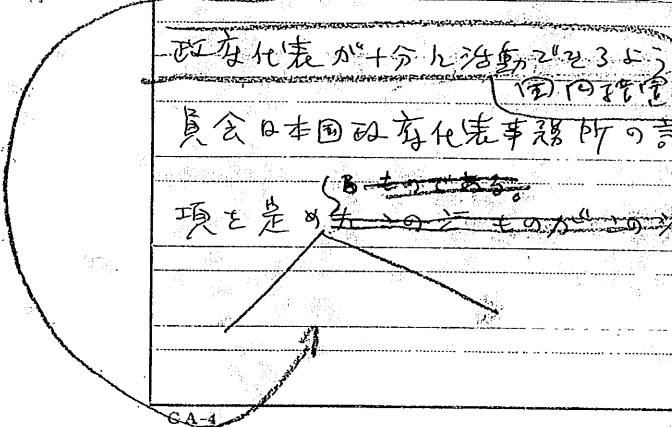
組織、任務等につき ~~この案~~ 日米間の合意が成立し

たので、^{法律案として} ~~国内措置として~~ ~~この~~ 準備委員会への ~~わが~~

~~政府~~ 代表が十分な活動 ^{（この案）} ~~を~~ 沖縄復帰準備委

員会日本国政府代表事務所 ^{（この案）} ~~の~~ 設置 その他所要の ~~事~~

項 ^{（この案）} ~~と~~ ~~は~~ ~~この~~ ~~案~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~。~~ ^{（この案）} ~~この~~ ~~案~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~。~~



本國政府の及ぶの事務職員令の日本國政府代表として置かる事務職員

及

(第五)

第一條 この法律は、本國の日本國への代表事務に關する日本國とアメリカ合衆國との間の合意に基づいて本國政府に授けられる事務職員令の日本國政府代表(以下「政府代表」とする)を及とする代表事務所の職員及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

(第六)

第二條 外務省の所屬として、本國政府代表令日本國政府代表事務所(以下「代表事務所」とする)を置く。

代表事務所長は、本國政府代表を置く。

(第七)

第三章 代表事務所は、第一章の準備委員会にかゝりて日本政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復興準備に關し必要を事項につき、在沖アメリカ合衆國政府機關との協議に當たることを任務とする。

(政府代表)

第四條 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

政府代表は、特別職の國家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四條に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五條 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なり。

(職員)

第六條 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」とする)は、外務公務員法第二條第一項第七号の外務職員とする。

(給与及其他の給付)

第七條 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤続手当のほか、在勤手当を支給する。

第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその外面を維持し、かつ、その職務と責任に於いて能率を十分に發揮することができるとし、沖繩復興準備における物價、為替相場及び生活水準を考慮して、政令で定める。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二條第二項及び第三項、第三條、第四條、第十條の二(第三項を除く。)(並びに第二十一條第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による政府代表及び職員)の俸給、扶養手当、期末手当及び勤続

手置及び其事務の支給に付して專断する。この命令によつて、同法
第二條第二項及び第三項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と
同法第十條の二中「在動本手置」とあるのは「在動手置」と、同法第
二項中「外國」とあるのは「沖繩島羣島」と、同法第五項中「本邦へ歸
國を命ぜられ、又は休暇期間を許された」とあるのは「本邦へ出張を命
ぜられた」と読み替へるものとする。

。政府代表の公海上の災害に対する補償及び公海上の災害を受けた政府
代表に対する補給に付しては、特別法の職員の特典に關する法律
昭和二十四年法律第二五五十二号（第一條第一号及び第十六号まで）に關する特別法の職員の特典による。

附 則

1 この法律は、公布の日より施行する。

。沖繩島羣島に所在する特別委員会の委員となる日本國政府代表の設置
に關する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

目次

神道の復興を期し、アメリカ合衆国との間の合意を遂げしめて神道の復興
 を図られる事案委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設け
 し、これを以て神道の復興を定むる必要がある。これを、この法律案を以
 てする理由とする。

秘密裏(朱印)

部	教	世	急	依	備	考
主	信	9	2	11		
付						
戻						

2月26日(7) 法務省
27日(8) 閣議

送達日 昭和45年2月25日
受理日
発信日

文書課長 公 信 案 (分)

公 信 案 第 97 号	公 信 日 付 昭和45年2月25日
大 臣	官 房 総 務 長 官
政 務 次 官	官 房 書 記 長
市 務 次 官	官 房 書 記 長
外 務 審 議 官	官 房 書 記 長
外 務 審 議 官	官 房 書 記 長
官 房 長	官 房 書 記 長

法令班
提案者 大光 電話番号 292

受信者 内閣総理大臣 佐藤 学作
内閣総務大臣 大蔵大臣 福田 起夫

写送付先 (希望送日) 月 日

件 名 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に
関する臨時措置法案の提出
標記法律案を第63回国会(特別会)に提出す

GA-2 外務省 回覧番号

了必要があるので、法律案及び理由を添えて閣議を求めます。

GA-4 外務省

外 務 省

第97号

昭和45年2月25日

内閣総理大臣 佐 藤 榮 作 殿

内閣総務大臣 佐 藤 榮 作

外務大臣 愛 知 漢 一

大蔵大臣 橋 田 魁 夫

仲立復帰のための準備委員会への日本側
政府代表に関する臨時措置法案について

憲法附則案を第63回国会（特別会）に提出
する必要があるので、法律案及び理由を添えて
閣議を求めます。

高 裁 案 (分類)

文書課長	主管 会計課長	起案 昭和45年 月 日
大 臣	総務室長	次裁 昭和 年 月 日
政務次官		
事務次官		
外務審議官		
官房長	主任 調査室	起案者 飯島 電話番号 369

官房総務参事官	主計室
官房書記官	在外経理室
三法合王	検査室
北米才一課長	調達室
官総管理官室	

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件名 沖縄復帰代表事務所開設に伴い官房事項の処理要領について

近く正式に発足する予定(4月16日)の
 沖縄復帰準備委員会日本政府代表事務所の
 開設に伴い官房事項の処理については、沖縄の
 特殊性にかんがみ、飯島として4月16日~19日

字一新項を

現地事務所と事務打合せ並びに実情調査の上
 来る4月25日頃までに具体的な処理要領を
 策定する予定のとす。既に開設に伴い一部
 経費の支出等の必要が発生しているため
 取り敢えず処理要領の大綱を下記のと
 定めることとしたしたい。

記

- 1 一般的官房事項
 原則として在外公館の開設の場合と
 同様とする。
- 2 予算の執行
 会計課及び官総管理官室の主管とする。
 従って、従来、北米才一課で取扱つて
 いるものは、順次移管することとした
 したい。

3. 予算の不足額について

開設に伴う諸経費等については、既定予算の範囲内で極力賄ふこととするが、予算要求(積算)の特種経緯等にかんがみ、若干不足を来す見込であるので、この必要止むを得ない最少限の経費の不足については、在外公館一般予算の財源をもつて賄ふことといたしたい。

(参考) 当面の具体例

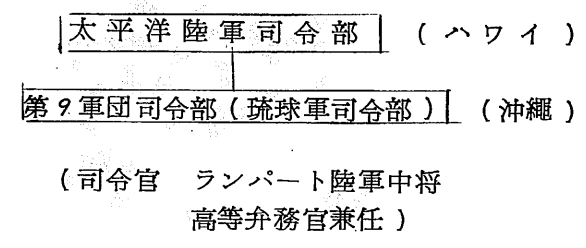
- (1) 電信室各所修繕 3,800ドル
- (2) 公館借料 家主の値上げ要求に係るもの。

以上

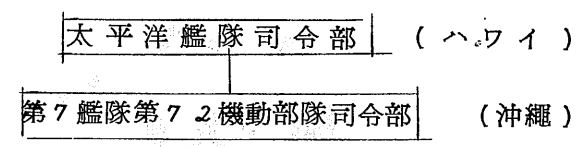
大蔵省法規課
に資料提出

在沖繩米各軍指揮系図

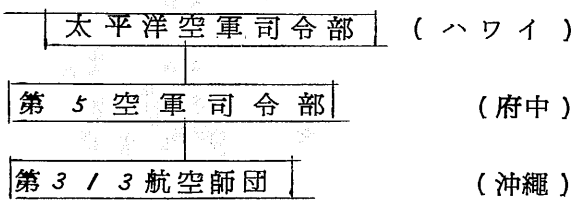
陸軍



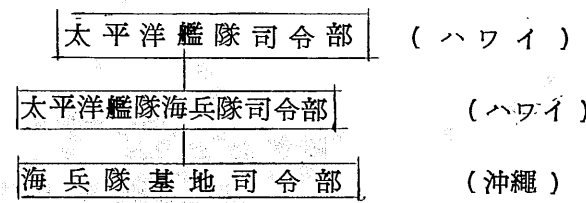
海軍

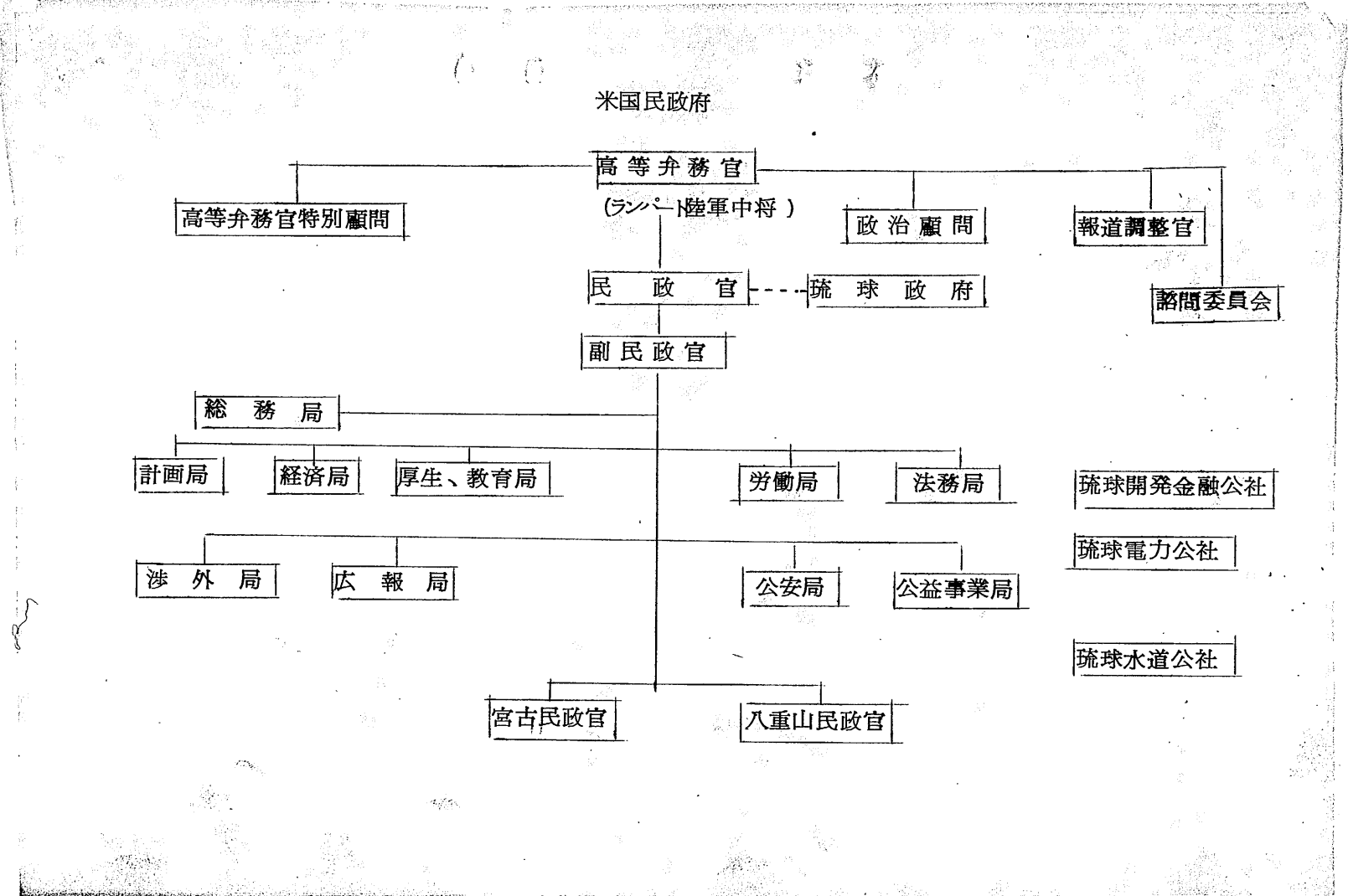


空軍



海兵隊





在沖繩米各軍指揮系圖

陸軍

太平洋陸軍司令部 (ハワイ)

第9軍団司令部 (琉球軍司令部) (沖縄)

(司令官 ランバート陸軍中將
高等弁務官兼任)

海軍

太平洋艦隊司令部 (ハワイ)

第7艦隊第7.2機動部隊司令部 (沖縄)

空軍

太平洋空軍司令部 (ハワイ)

第5空軍司令部 (府中)

第3/3航空師団 (沖縄)

海兵隊

太平洋艦隊司令部 (ハワイ)

太平洋艦隊海兵隊司令部 (ハワイ)

海兵隊基地司令部 (沖縄)

秘密表示(未印)

2月26日(木)次官会議
27日(金)内閣

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	2	3
付	印 (主信併用)		
係			

発送日 昭和45年2月20日
 処理日
 発信 〇〇タイプ長島 検査

文書課長 〇〇 公 信 案 (分 類)

公 信 第 〇〇 号 公 信 日 付 昭和45年2月19日

大臣	主管	起案 昭和45年2月19日
政務次官	文書課長	法令班
事務次官	首席事務官	起案者 大丸 電話番号 292
外務審議官		
外務審議官		
官房長		

協議先
 官房総務課長
 官房書記官

受信者 行政管理局長 栗木 萬寿夫	発信者 外務大臣 菅 知 揆一
-------------------------	-----------------------

写送付先 (希望発送日) 月 日

件名 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に
関する臨時措置法の制定について

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表

GA-2 外務省 19 315 回覧番号

この案は臨時措置法案(別紙)を今次第63回国
 会(特別会)に提出することとし、これに
 協議します。

GA-4 外務省

外 務 省

写

文第22号

昭和45年2月19日

行政管理庁長官 荒 木 万寿夫 殿

外務大臣 愛 知 揆 一

沖縄復帰のための準備委員会への
日本国政府代表に関する臨時措置
法の制定について

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府
代表に関する臨時措置法案（別紙）を今次第63
回国会（特別会）に提出することといたしたく
ここに協議します。

外 務 省

写

文第22号

昭和45年2月19日

行政管理庁長官 荒 木 万寿夫 殿

外務大臣 愛 知 揆 一

沖縄復帰のための準備委員会への
日本国政府代表に関する臨時措置
法の制定について

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府
代表に関する臨時措置法案（別紙）を今次第63
回国会（特別会）に提出することといたしたく
ここに協議します。

昭和四十五年二月十六日

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、沖繩の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条 外務省の機関として、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

2 代表事務所は、沖繩島那覇に置く。

（任務）

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（政府代表）

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

（職員）

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員（以下「職員」という。）は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。（給与）

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額額は、三十一万円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による政府代表及び職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項及び第三項中「大使及

ひ公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられた」又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

理由

沖繩の復歸に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに關し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩復歸のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法案要綱

- 一 アメリカ合衆国との間の合意に基づいて設けられる沖繩復歸のための準備委員会への日本国政府代表を長とする沖繩復歸準備委員会日本国政府代表事務所を沖繩島那覇に置く。
- 二 代表事務所の仕事は、準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復歸準備に關し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機關との協議に当たることを任務とする。
- 三 政府代表は、代表事務所の仕事を掌理する。
- 四 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員とする。
- 五 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。
- 六 代表事務所職員は、外務職員とする。
- 七 政府代表には、月額三十一万円の俸給、期末手当及び政令で

定める額の在勤手当を支給する。

八 代表事務所職員には、俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び政令で定める額の在勤手当を支給する。

九 この法律は、公布の日から施行する。

十 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法は、廃止する。

秘密表示(朱印)

2月26日(中)次官会議
"27日(金)閣議

写 部

文書課長 高 裁 案 (分類)

大 臣	主 管	起案 昭和45年 2 月 19 日
政務次官	文書課長	決裁 昭和 年 月 日
事務次官	首席事務官	法令班
森外務審議官		起案者 大元 電話番号 292
法外務審議官		
官房長		

協議先

官房総務参事官	アメリカ局長
官房書記官	参事官
人事課長	北米才一課長
会計課長	
総務室長	

下記の件に関し高裁を仰ぎます。

件 名 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に
関する臨時措置法の制定について

才63回国会(特別会)に本件法律案(要綱案)を提出することとし、これに必要な手続を進め

会計
45.2.19
総務

GA-1 注意 決裁後直ちに写1通を文書課へ回付すること 外務省 回覧番号 25

2とといたした11。

GA-4 外務省

秘密表示(朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	143	2	145
付			
属			

発送日 昭和45年5月11日
 処理日
 発信 出タイプ 杉江 査

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 総合 第 1658 号 公信日付 昭和45年5月8日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 官房総務次官 官房書記官 首席事務官	起案 昭和 45 年 5 月 2 日 起案者 若杉 電話番号 292
--	---------------------------------	---------------------------------------

協 議 先
北米才一課長

受 信 者
各在外公館長
(別紙のとおり)

発 信 者
外務大臣

写 送 付 先
2-222、7113211P、エボ4111
サシ7112、4-70301

(希望発送日)

件 名
沖縄復帰準備委員会日本政府代表事務所設置について

GA-2 8 148 外務省 回覧番号 241

* 秘密標準(赤色)

第 号

(件名) 沖縄復帰準備委員会日本政府代表事務所設置について

引用公・電信
日付・番号

1. 5月11日、沖縄復帰準備委員会日本政府代表事務所が「外務省の機関として、沖縄島那覇に設置されたから通報する。また、(同日) 総理府特別地域連絡局は、沖縄北方対策片に昇格し、並べられ、

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

写

外 務 省

総合第1654号

昭和45年5月8日

在 外 公 館 長 殿

外 務 大 臣

沖縄復帰準備委員会日本国政府代
表事務所の設置について

1. 5月1日、沖縄復帰準備委員会日本国政府
代表事務所が外務省の機関として、沖縄島那
覇に設置されたから通報する。

また、同日総理府特別地域連絡局は、沖縄
・北方対策庁に昇格し、これに伴い、日本政
府沖縄事務所は、上記沖縄北方対策庁の沖縄
事務局となった。

2. 上記政府代表事務所は、準備委員会におい
て日本政府を代表し、復帰準備のため現地で

外 務 省

とられるべき措置及びその実施計画の確定等
のため、現地米国政府当局と協議、調整する
ことを任務とするものであり、一方、沖縄事
務局は、準備委員会で確定をみた具体的復帰
準備施策の実施に当ることを主たる任務とし
ている。

本信送付先 各在外公館長（ソールズベリー
を除く）

本信遅送付先（エンカルナシオン、ブラジリ
ア、サンタクルス、ユネスコ、
ケープタウン）

外 務 省

写

総合第1654号

昭和45年5月8日

在 外 公 館 長 殿

外 務 大 臣

沖縄復帰準備委員会日本国政府代
表事務所の設置について

1. 5月1日、沖縄復帰準備委員会日本国政府
代表事務所が外務省の機関として、沖縄島那
覇に設置されたから通報する。

また、同日総理府特別地域連絡局は、沖縄
・北方対策庁に昇格し、これに伴い、日本政
府沖縄事務所は、上記沖縄北方対策庁の沖縄
事務局となつた。

2. 上記政府代表事務所は、準備委員会におい
て日本政府を代表し、復帰準備のため現地で

外 務 省

とられるべき措置及びその実施計画の確定等
のため、現地米国政府当局と協議、調整する
ことを任務とするものであり、一方、沖縄事
務局は、準備委員会で確定をみた具体的復帰
準備施策の実施に当ることを主たる任務とし
ている。

本信送付先 各在外公館長（ソールズベリー
を除く）

本信送付先（エンカルナシオン、ブラジリ
ア、サンタクルス、ユネスコ、
ケープタウン）

最終案
(閣議用)

2月24日(火)

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(案)

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表(以下「政府代表」という。)を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

(設置)

第二条 外務省の機関として、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所(以下「代表事務所」という。)を置く。

代表事務所は、沖繩島那覇に置く。

(任務)

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を

代表し、同委員会を通じて行なり沖繩の復帰準備に關し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なり。(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」という。)は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。(給与)

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

- 2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。
- 3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。
- 4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。
- 5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による政府代表及び職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項及び第三項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。
- 3 本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられた又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。
- 4 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

理由

沖縄の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設けし、これに關し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十五年十月十六日

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、沖縄の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条 外務省の機関として、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

2 代表事務所は、沖縄島那覇に置く。
（任務）

改正案

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」という)は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。(給与)

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。政府代表の俸給月額額は、三十一万円とする。

2 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖繩島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)並びに第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による政府代表及び職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第一条第二項及び第三項中「大使及

「公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基
本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあ
るのは「沖繩島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、
又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」
と読み替えるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受け
た政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員給与に
関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号か
ら第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表
の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、
廃止する。

理 由

沖繩の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩
島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表
事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

修正 俸給
(第7条1項)

草案

昭和四十五年二月十六日

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(案)

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表(以下「政府代表」という。)を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

(設置)

第二条 外務省の機関として、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所(以下「代表事務所」という。)を置く。

代表事務所は、沖繩島那覇に置く。

(任務)

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることがを任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」という。)は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

(給与)

- 第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。
- 2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。
- 3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。
- 4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。
- 5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による政府代表及び職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項及び第三項中「大使及

- び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。
- 6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

理由

沖繩の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十五年二月十六日

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、沖繩の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条 外務省の機関として、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

2. 代表事務所は、沖繩島那覇に置く。
（任務）

提案

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。
(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」という)は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。
(給与)

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は、三十二万七千七百円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)並びに第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による政府代表及び職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項及び第三項中「大使及

び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基
本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあ
るのは「沖繩島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、
又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」
と読み替えるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受け
た政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に
関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号か
ら第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表
の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、
廃止する。

理 由

沖繩の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩
島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表を長とする代表
事務所を設置し、これに関し所要の事項を定める必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

2月13日 (金)

昭和四十五年二月十三日
昭和四十五年二月十五日

趣旨 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表に関する臨時措置法 (案)
(目的)

第一条 この法律は、沖繩が復帰するまでの間における措置として、
沖繩の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との
間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会(の)
日本国政府代表(以下「政府代表」という。)を長とする代表事務所の
設置並びにその任務、職員の給与等を定めるものとする。

(設置)

第二条 外務省の機関として、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表
事務所(以下「代表事務所」という。)を置く。

2 代表事務所は、沖繩島那覇に置く。

(任務)

第三条 代表事務所は、^{オ一條の}沖繩復帰準備委員会において日本国政府を

代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復帰準備に関し必要な事
項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たること
を任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二
十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公
務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なり。

(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」
という。)は、一般職の国家公務員とし、外務公務員法第二条第一
項第七号の外務職員とする。
(給与)

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額額は、三十万五千円とする。 二万七千七百円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法の規定中「在外職員」とあるのは「政府代表及び職員」とし、同法の

条第二項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」とし、同条第

並項中「大使及び公使以外の在外職員」とあるのは「職員」とし、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」とし、同条

第一項中「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「同在勤地」とあるのは「同沖縄島那覇」とし、「同在勤地を

発する日」とあるのは「同沖縄島那覇を出發する日」とし、同条第二項中「外国」とあるのは「同代表事務所所在地」とし、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

イキ
94577

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

理 由

沖縄の復帰に備え、日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる沖縄復帰準備委員会への日本国政府代表を長とする代表事務所（を）の設置及びその任務、職員（を）の給与等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

なげまき附

昭和四十五年二月十二日

321.700 A

趣旨
(目的)

第一条 この法律は、沖繩が復歸するまでの間に於ける措置として

沖繩の日本国への復歸準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に設けられる沖繩復歸準備委員会日本国政府代表(以下「政府代表」という)を長とする代表事務所の設置並びにその任務、職員の給与等を定めるものとする。

(設置)

第二条 外務省の機関として、沖繩復歸準備委員会日本国政府代表事務所(以下「代表事務所」という)を置く。

(任務)

第三条 代表事務所は、沖繩復歸準備委員会において日本国政府を

24212 (24212) 補正
WA RASUGI
(二読)

案修正

代表し、同委員会を通じて行なう沖繩の復歸準備に関し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」という)は、一般職の国家公務員とし、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

(給与)

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に発揮することができるといふように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、（第二）の規定中「在外職員」とあるのは「政府代表及び職員」とと、（第二）

3

及び第三項

条第二項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同条第

本項中「大使及び公使以外の在外職員」とあるのは「職員」と、

同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条

第十條中「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十

五年法律第百十四号）に定める在勤地をいり。以下同じ。）」とあ

り、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出

発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出发する日」と、同条第二

項中「外国」とあるのは「代表事務所所在地」と、同条第五項

中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるの

は「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受け
た政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に
関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号か
ら第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

4

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

5

理 由

沖繩島那覇に
日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖繩島那覇に
設けられる沖繩復帰準備委員会への日本国政府代表を長とする代
表事務所を~~設置~~の~~任務~~の~~履行~~を定める必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

C案

沖繩復歸準備委員会 日本国政府代表に關する審議指書

昭和四十五年二月十日 臨時

(目的)

第一條 この法律は、冲繩本島及びその附屬島嶼を管理するに關する事項として、冲繩の日本國への復歸準備に關する日本國とアメリカ合衆國との間の合意に基づき、冲繩本島復歸に關する事項を準備するに關し、「政府代表」として（以下）を任命する日本国政府代表に關し、「代表事務所」として（以下）の設置並びにその任務、職員その他事項を定めることを目的とする。

(設置)

沖繩復歸準備委員会
日本国政府
(以下「代表事務所」という。)

第二條 外務省の機關として、代表事務所を置く。

代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

(任務)

第三條 代表事務所は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会を通じて行なう沖繩の復歸準備に關し必要な事項につき、在沖親アメリカ合衆國政府機關との協議に当たることが任務とする。

(政府代表)

第四條 政府代表は、代表事務所の仕事を掌理する。

政府代表は、特別職の國家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四條に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ふ。
(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」といふ)は、一般職の国家公務員とする。

職員は、外務公務員法第二條第一項第七号の外務職員とする。
(給与)

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤続手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に發

揮することができるように神戶島那羅における物価、海運相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)及び第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の、俸給、扶養手当、期末手当及び勤続手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、「大使及び公使以外の在外職員」とあるのは「職員」と、「在外職員」とあるのは「政府代表及び職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地」(国家公務員等の旅費に関する法律)昭和二十五年法律第百十四号)に定める在

昭和四十五年二月十日

沖縄復興準備委員会への日本国政府代表に関する暫定措置

法(案)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄が復帰するまでの間における暫定措置として、沖縄の日本国への復興準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖縄島那覇に設けられる沖縄復興準備委員会(以下「準備委員会」という。)(一)への日本国政府代表(以下「政府代表」という。)(二)を員とする日本国政府代表事務所(以下「代表事務所」という。)(三)の設置並びにその任務、職員の手当等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 外務省の機関として、代表事務所を置く。

代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

(任務)

第三条 代表事務所は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会を通じて行なう沖縄の復興準備に関する必要事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。
(職員)

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員(以下「職員」という)は、一般職の国家公務員とする。

2 職員は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。
(給与)

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤続手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分に発

揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)及び第二十一条第二項の規定は、第一項及び第三項の、俸給、扶養手当、期末手当及び勤続手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、「大使及び公使以外の在外職員」とあるのは「職員」と、「在外職員」とあるのは「政府代表及び職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める在

動地をいう。以下同じ。』とあり、及び「旧在動地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在動地を出発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出発する日」と、「外国」とあるのは「代表事務所所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

○ 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の手に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。

○ 沖縄島那覇に所在する審判委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

ひん案(骨子)

沖繩復旧準備委員会の設置等に関する日本国政府代表
に関する暫定措置法(案)骨子

昭和四十五年二月九日

(目的)

第一条 この法律は、沖縄が復帰するまでの間における暫定措置として、沖縄の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖縄島那覇に設けられる沖縄復旧準備委員会(以下「準備委員会」という。)^{府代}への日本国政府代表(以下「政府代表」という。)^{府代}を長とする日本国政府代表事務所(以下「代表事務所」という。)^{府代}の設置並びにその任務、職員^{府代}の給与等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 外務省の機関として代表事務所を置く。

代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

(代表事務所の任務)

第三条 代表事務所は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との連絡に当たることが任務とする。

(政府代表)

第四条 政府代表は代表事務所を掌理する。

2 身分

第五条 任免

(職員)

第六条 職員の身分

(給与)

第七條 政府代表の給与

2 政府代表の俸給月額

3 職員の給与

4 在勤手当

5 外務公務員の給与に関する法律の適用

6 災害補償

附 則

(2月9日)
法判局一読了 WAKASUGI

沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表及び代表事務所を設置に関する暫定措置法案要綱

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表一人を外務省に置く。
- 二 政府代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 三 政府代表の任務は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会の委員として職務を行ない、このため必要に応じ、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たるものとする。
- 四 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。
- 五 政府代表には、月額三十一万円の俸給、期末手当及び在勤手当を支給し、その他の給与等については、特別職の職員の場合と同様とする。

与に関する法律の定める相等の職員の例による。在勤手当については、支給額を政令で定めることとする。

- 六 政府代表の事務を処理させるため、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所を置く。
- 七 政府代表事務所の職員は、一般職の国家公務員とし、かつ外務公務員とする。
- 八 政府代表事務所の職員とは、俸給、扶養手当及び期末手当のほか、政令で定める額の在勤手当を支給する。
- 九 この法律は、昭和四十五年 月 日から施行する。
- 十 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法は、廃止する。

昭和四十五年二月五日

沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表及び代表事務所の設置に関する暫定措置法(案)

(目的)

第一条 この法律は、沖繩の日本国への復帰準備に関する昭和四十五年一月の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会(以下「準備委員会」という)の委員となる日本国政府代表及び代表事務所^{と長とするのであり、}の設置並びにその任務、職員^{と長とするのであり、}の給与等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 外務省外、準備委員会の委員となる日本国政府代表(以下「政府代表」という)の職を置く。

第三条 政府代表は、沖繩島那覇に駐在するものとする。

政府代表は、特別職の国家公務員とす。

政府代表は、外務公務員とする。この場合において、政府代表については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)表に於ては、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条、第七条及び第二十七条の規定を適用する。

政府代表は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第一条第一項の職員に含まないものとする。

政府代表は、公の名称として「大使」の名称を用いることができる。

第三条 政府代表は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会の委員として職務を行ない、このため必要に応じ、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることが任務とする。

① 準備委員会の委員となる日本国政府代表及び代表事務所
② 準備委員会の委員となる日本国政府代表及び代表事務所
③ 準備委員会の委員となる日本国政府代表及び代表事務所

準備委員会(以下「準備委員会」という)の委員となる日本国政府代表及び代表事務所(以下「代表事務所」という)の設置並びにその任務、職員(以下「職員」という)の給与等を定めることを目的とする。

（任命）

第四條 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なり。

（給与及災害補償）

第五條 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

第六條 政府代表の俸給月額額は三十一万円とし、その他その給与及び

公務上の災害補償については、特別職の職員の給与に関する法

律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一号第一号から第十

六号までに掲げる特別職の職員の例による。

（政府代表事務所）

第六條 政府代表の事務を処理させるため、準備委員会日本国政

府代表事務所（以下「政府代表事務所」という。）を沖縄島那覇

に置く。

（職員）

第七條 政府代表事務所に置かれる職員（以下「職員」という。）

給与

支給

支給

check

は、一般職の国家公務員とする。

職員は外務公務員とする。この場合において、職員について

は外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第三条、第五

条、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十四条、第六章各

条及び第二十七条の規定を適用する。

（職員の給与）

第八條 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほ

かに勤手当を支給する。

第九條 第十項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員

がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を

分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為

替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

第十條 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭

和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、

特別

特別

特別

特別

特別

特別

特別

第四条、第十条の二及び第二十一条の規定は、第五条第一項及び第八条第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、らの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、「在外職員」とあるのは「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出發する日」とあるのは「沖縄島那覇を發する日」と、「外国」とあるのは「政府代表事務所の所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

昭和三十九年

在勤手当の期別

昭和三十九年

昭和三十九年

附則

- 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年五月一日法律第三十六号）は、廃止する。

理由

沖繩の日本国への復帰準備に関する昭和四十五年一月
 日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩島那覇に
 設けられる沖繩復帰準備委員会の委員となる政府代表及び代
 表事務所設置(及び)その他必要な事項を定める必要があるからす
 る。この外が、この法律案を採択する理由である。

官房課長会議(2月6日)
 無修正とある。

- 沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表
 及び代表事務所設置に関する暫定措置法案要綱
- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表一人を外務省に置く。
 - 二 政府代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
 - 三 政府代表の任務は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会の委員として職務を行ない、このため必要に応じ、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に当たるものとする。
 - 四 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。
 - 五 政府代表には、月額三十一万円の俸給、期末手当及び在勤手当を支給し、その他の給与等については、特別職の職員の給

- 与に関する法律の定める相等の職員の例による。在勤手当については、支給額を政令で定めることとする。
- 六 政府代表の事務を処理させるため、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所を置く。
 - 七 政府代表事務所の職員は、一般職の国家公務員とし、かつ外務公務員とする。
 - 八 政府代表事務所の職員とは、俸給、扶養手当及び期末手当のほか、政令で定める額の在勤手当を支給する。
 - 九 この法律は、昭和四十五年 月 日から施行する。
 - 十 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法は、廃止する。

昭和四十五年二月五日

沖縄復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表及び代表事務所の設置に関する暫定措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄の日本国への復帰準備に関する昭和四十五年 月 日の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖縄島那覇に設けられる沖縄復帰準備委員会（以下「準備委員会」という。）の委員となる日本国政府代表及び代表事務所を設置並びにその任務、職員の給与等を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 外務省に、準備委員会の委員となる日本国政府代表（以下「政府代表」という。）一人を置く。

2 政府代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3 政府代表は、特別職の国家公務員とする。

4 政府代表は、外務公務員とする。この場合において、政府代表については、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条、第七条及び第二十七条の規定を適用する。

5 政府代表は、行政機関の職員に定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第一項の職員に含まないものとする。

6 政府代表は、公の名称として「大使」の名称を用いることができる。
（任務）

第三条 政府代表は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会の委員として職務を行ない、このために必要に応じ、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（任免）

第四条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なり。

（給与及び災害補償）

第五条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は三十一万円とし、その他の給与及び公務上の災害補償については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

（政府代表事務所）

第六条 政府代表の事務を処理させるため、準備委員会日本国政府代表事務所（以下「政府代表事務所」という。）を沖縄島那覇に置く。

（職員）

第七条 政府代表事務所に置かれる職員（以下「職員」という。）

は、一般職の国家公務員とする。

2 職員は外務公務員とする。この場合において、職員については外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第三条、第五条、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十四条、第六章各条及び第二十七条の規定を適用する。

（職員の給与）

第八条 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2 第五条第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができると認められる場合に、沖繩島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

第九条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、

第四条、第十条の二及び第二十一条の規定は、第五条第一項及び第八条第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖繩島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖繩島那覇を出発する日」と、「外国」とあるのは「政府代表事務所所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十五年 月 日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年五月一日法律第三十六号）は、廃止する。

理 由

沖縄の日本国への復帰の準備に関する昭和四十五年 月 日の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖縄島那覇に設けられる沖縄復帰準備委員会の委員となる政府代表及び政府代表事務所を設置し、その他必要な事項を定める必要があるからである。

△△沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表
△△の設置に関する暫定措置法案要綱

△△日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩復帰準備
沖繩島那覇に設けられる

△△備 委員会の委員となる日本国政府代表一人を外務省に置く。

△△政府代表は、特別雇の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。

△△政府代表の任務は、準備委員会において日本国政府を代表

△△と、準備委員会の委員として任務を行なうこととする。

このため必要としたい、
在沖繩アメリカ合衆

余の関連する事項は、在沖繩米國政府機関との連絡

外協議に当たるとする。

四 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

五 政府代表の給与額は、
（月給）
年俸三十一万円、その他の給与

等については、特別雇の職員に給与に関する法律の定める相等の

取員の例による。
（注）給与に付するは、又給額と政令で定めることとする。

六 政府代表の事務を処理させるため、沖繩復帰準備委員会

日本國政府代表事務所を置く。

七 政府代表事務所の職員は、一般職の國家公務員とし、かつ
外務公務員とする。

八 政府代表事務所の職員とは、
↓ 俸給 期 及

期未了のほかに、
支給額を政令で定める在勤手当を支給する。

九 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

十 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会委員となる日本國

外務省

政府代表の設置に関する法律は、廃止する。

暫定措置法

外務省

〇
〇
〇
〇

△△△△理△由

△沖繩の日本国への復帰の準備に関する昭和四十五年△月

△月の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩島那

覇と設けられる沖繩復帰準備委員会の~~有~~準備委員

△準備委員委員となる政府代表事務所設置~~ル~~
村中、政府代表及びその他必要な事項を定める必要があるが

らである。

外務省

W

昭和四十五年二月二日

沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表
及び代表事務所の設置に関する暫定措置法(案)

(目的)

第一条 この法律は、日本国への復帰準備の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩の復帰準備の沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会(以下「準備委員会」という。)の委員となる日本国政府代表及び代表事務所の設置並びにその任務、職員の給与等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 外務省に、準備委員会の委員となる日本国政府代表(以下「政府代表」という。)一人を置く。
2 政府代表は、沖繩島那覇に駐在するものとする。

3 政府代表は、特別職の国家公務員とする。

4 政府代表は、外務公務員とする。この場合において、政府代表については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)

第四条、第七條(注)第二十七條(注)の規定を適用する。
5. 政府代表は行政機関の職員に関する法律(昭和四年法律第...)の職員に
6. 政府代表は、公の名称として「大使」の名称を用いることができる。
注) 行政機関の職員に関する法律(昭和四年法律第...)

(任務)

第三条 政府代表は、準備委員会において日本国政府を代表し、準備委員会の委員として職務を行なう。
準備委員会の委員として職務を行なう。
在沖繩米軍政府機関との交渉に
当たることを任務とする。

(任免)

第四条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なり。
(給与及び災害補償)

第五条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は三六七〇円とし、その他その給与及び公務上の災害補償については、特別職の職員の給与に関する法律

(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

第六条 政府代表の事務を処理させるため、準備委員会日本国政府代表事務所(以下「政府代表事務所」といふ)を沖縄島那覇に置く。

(職員)

第七条 政府代表事務所に置かれる職員(以下「職員」といふ)。

は、一般職の国家公務員とする。

2 職員は外務公務員とする。この場合において、職員については外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第三条、第五条、^付第六条、^付第十条、^付第十一条、^付第十四条、第六章各条^付第二十七条及び^付第二十八の規定を適用する。

(職員の給与)

第八条 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、^{前項}在勤手当を支給する。

2 ^{前項}第五条第一項及び^{前項}第八条第十項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるとし、^{前項}に沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

第九條 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二及び第二十一条の規定は、第五条第一項及び第八条の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいり。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖繩島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖繩島那覇を出発する日」と、

「外国」とあるのは「政府代表事務所所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

「本邦へ出張を命ぜられた」とは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年五月一日法律第三十六号）は、廃止する。

第六条 政府代表の事務を処理させるため、政府代表に事務所を置く。

2月4日(木) 打合せ会 採扱

官 官 官
人 人 人
北 北 北
野 野 野

沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表
及び代表事務所の設置に関する暫定措置法(案)

昭和四十五年二月五日

(目的)

第一条 この法律は、日本国との間の合意に基づき、沖繩の施政権返還のため沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会 (以下「準備委員会」という。)の委員となる日本国政府代表及び代表事務所の設置並びにその任務、職員の給与等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 外務省に、準備委員会の委員となる日本国政府代表(以下「政府代表」という。)一人を置く。
2 政府代表は、沖繩島那覇に駐在するものとする。

5 政府代表は、行政機関の職員の内員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）
第一条一項の職員に含まれるものとする。

3 政府代表は、特別職の国家公務員とする。

4 政府代表は、外務公務員とする。この場合において、政府代
表については、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）

第四条、第七条及び第二十七条の規定を適用する。

6 政府代表は、公の名称として「大使」の名称を用いることが
できる。

（任務）

第三条 政府代表は、準備委員会において日本国政府を代表し、
準備委員会の委員として職務を行なうとともに、準備委員会が
の任務に關連する事項につき在沖繩~~（沖繩）~~国政府機関との連絡及び協議に
当たることを任務とする。

（任免）

アメリカ合衆

第四条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なり。

（給与及び災害補償）

第五条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は、~~三十九万六千七百~~円とし、その他その給与及び公

務上の災害補償については、特別職の職員の給与に関する法律

（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六

号までに掲げる特別職の職員の例による。

第六条 政府代表の事務を処理させるため、準備委員会日本国政

府代表事務所（以下「政府代表事務所」といふ。）を沖繩島那覇
に置く。

（職員）

第七条 政府代表事務所に置かれる職員（以下「職員」といふ。）

は、一般職の国家公務員とする。

職員は外務公務員とする。この場合において、職員については外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）^{第三條、第五條、第六條、第十條、第十一條、第十四條、第六章各條及び第二十七條}の規定を適用する。

（職員の給与）

第八條 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、^{前項}が在勤手当を支給する。

及^{前項}及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

第九條 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）^{第二條第二項及び第三項、第三條、第四條、第十條の二及び第二十一條の規定は、第五條第一項及び第八條の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出発する日」と、}

「外国」とあるのは「政府代表事務所所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは

附 則

- 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年五月一日法律第三十六号）は、廃止する。

保
留

(この法律の趣意)

第一條 この法律は、神皇御統系に關する昭和十五年 月

日日本國とアメリカ合衆國との間の食糧に關する、神皇の

統系に關する、神皇御統系に關する、神皇御統系に關する、

神皇御統系に關する、神皇御統系に關する、神皇御統系に關する、

神皇御統系に關する、神皇御統系に關する、

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、沖縄復帰に関する昭和四十五年 月
日の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖縄の施
政権返還のため沖縄島那覇に設けられる沖縄復帰準備委員会の
円滑な運営を図るため、わが方政府代表の設置その他必要な事
項を定めるものとする。

B案

沖繩復興準備委員会の委員となる日本国政府代表の
設置に関する暫定議案(案)

昭和四十五年二月二日及び代表手続所

趣旨 ↑

(目的)

第一条 本法施行、沖繩復興に関する昭和四十五年 月 日
の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩の
復興促進のため沖繩島本部に設けられる沖繩復興準備委員会
(以下「準備委員会」という。)の委員となる日本国政府代表
の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 外務省に、準備委員会の委員となる日本国政府代表以
下「政府代表」という。一人を置く。
政府代表は、沖繩島本部に駐在するものとする。

- 3 政府代表は、特別職の国家公務員とする。
- 4 政府代表は、外務公務員とする。この場合において、政府代
表については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)
第四条、第七条、第二十七条及び第二十八条の規定を適用する。
- 5 政府代表は、公の名称として「大使」の名称を用いることが
できる。

(任務)

第三条 政府代表は、準備委員会において日本国政府を代表し、
準備委員会の委員として職務を行なうとともに、準備委員会が
処理すべき事項につき在沖羅米國政府機関との連絡及び協議に
当たることを任務とする。

(任命)

第四條 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ふ。
(給与及び災害補償)

第五條 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。
政府代表の俸給月額は、円とし、その給与の給与及び公

務上の災害補償については、特別職の職員に關する法律
(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一條第一号から第十六

号(政府代表の特例)の職員に關する。
第六條 政府代表の職務を処理するため、準備委員会日本國政
府代表事務所(以下「政府代表事務所」とする。)を設ける事

を置く。
(職員)

第七條 政府代表事務所を設けられる職員(以下「職員」とする。)

は、一般職の國家公務員とする。

職員は外務公務員とする。この場合において、職員として
は外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)を第三條、第
五條、第六條、第十條、第十一條、第十四條、第十六條、第
二十七條及び第二十八條の規定を適用する。
(職員の給与)

第八條 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び在勤手当のほ
か、在勤手当を支給する。

第九條 第一項及び第八條第一項の在勤手当の額は、政府代表
及び職員がその任務を遂行し、かつ、その職務と責任に應じて
能率を十分に発揮することとできるよりに沖縄島振興に對する
物價、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

第九條 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第二項及び第三項、第三條、第四條、第十條の二及び第二十一條の規定は、第五條第一項及び第八條の條給、扶養手当、期末手当及び勤続手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出発する日」と、

「外国」とあるのは「政府代表事務所所在地」と、「本邦へ旅費を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する顧問委員会の委員となる日本國政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年五月一日法律第三十六号）は、廃止する。

第六條 政府代表の事務所を設けるため、政府代表事務所を設

B案

昭和三十五年二月二日

沖繩~~本~~復帰準備委員会の日本国政府代表の
設置に関する暫定措置法 (草案)

(目的)

第一條 この法律は、沖繩復帰に関する昭和四十五年 A 日
の日本国とアメリカ合衆国との間の合意の基に、沖繩の
施政権返還のたゞに、沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰
準備委員会^(以下「委員会」とする。)の委員となる日本国政府代表の設置
及びその任務、給与等と定めることと目的とする。

外務省

(設置)

第二條 外務省に、準備委員会^(以下「委員会」とする。)の委員となる日本国政府
代表 (以下「政府代表」という。) 一人を置く。
第三條 政府代表は、沖繩島那覇に駐在するものとする。
第四條 政府代表は、特別職の国家公務員とする。
第五條 政府代表は、外務公務員とする。この場合において、政府
代表については、外務公務員法 (昭和二十七年法律第四十二号)

外務省

第四條、第七條、第二十七條及び第二十八條の規定を適用する。

政府代表は、公の名義として「大使」の名義を用いることが出来る。

(任務)

第三條 政府代表は、~~沖繩~~ ^{準備委員会} 準備委員会の委員として日本国政府を代表し、委員としての職務を行な

外務省

うととモ、準備委員会が事務処理すべき事項につき在沖繩米國政府機関と連絡及び協議をなすこととを任務とする。

(任免)

第四條 政府代表の任免は、外務大臣が申出たより内閣が行なう。

(給与及び喪葬補償)

第五條 政府代表は、俸給、勤労手当及び在勤手当

外務省

ノ案

を支給する。

ニ政府代表の俸給月額に

内と~~並~~し、その他

を~~給~~与及び公務上の災害補償については、特別取の取

の給与に關する法律昭和二十四年法律第二百五十二号(第一案

第一号)から第十六号までに掲げる特別取の取の例による。

ノ案

第一項及び第八案第一項の左勤年等の取は、~~政府代表~~取

がその体面を維持し、かつ、その取と責任のたれに能率を

外務省

ノ案
代案あり

十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価

及替相場及び生活水準を勘案し、政令で定める。

ノ案
(事務所)

ノ六案、政府代表の事務を処理させるため、準備委員を

日本国政府代表事務所を沖縄島那覇に置く。

ノ七案、政府代表事務所職員は、~~以下「職員」という。~~一般取の國家公務

員とする。

外務省

之職員は外務公務員とする。この場合において、職員は
 乙は外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）
~~中~~ 第二條、第五條、第六條、第十條、第十一條、第十四
 條、~~第十三條~~ 第十六條各條、第二十七條及び第二十八條の規定に
 適用する。
 （職員給与）
 第十八條 職員には俸給、扶養手当、期末手当及び勤励手当

外務省

↓
 のほかに勤励手当を設ける。
 十九條
 以下A案と同じ

外務省

(職員)

第八条 代表事務所に置かれる職員（政府代表を除く。本条及び第九条において同じ。）（以下職員という。）は、一般職の国家公務員とし、外務公務員とする。

職員は、公の名称として外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第六条第一項及び第二項に定める名称を用いることができる。

(職員の給与)

第九条 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか在勤手当を支給する。

第九条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第五条、

第四条、第十条の二及び第二十一条の規定は、第五条第一項及び第八条の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖繩島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖繩島那覇を出発する日」と、「外国」とあるのは「政府代表事務所の所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に駐在する顧問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年五月一日法律第三十六号）は、廃止する。

案

沖繩復帰準備委員会日本政府代表事務所の
設置に関する暫定措置法(案)

昭和四十五年二月一日

(目的)

第一条 この法律は、沖繩復帰に関する昭和 年 月 日
の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩の施政
権返還のため沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会の委
員となる日本国政府代表を長とする沖繩復帰準備委員会日本国
政府代表事務所の設置及び任務並びにその職員の給与等を定め
ることを目的とする。

(設置)

第二条 外務省の機関として、沖繩島那覇に、沖繩復帰準備委員

省議会に
採用されず

会日本国政府代表事務所(以下「政府代表事務所」という。)を置く。

2 政府代表事務所の内部組織は、この法律に定めるもののほか
外務省令で定める。

(任務)

第三条 政府代表事務所は、次の事務を行なう機関とする。

- 一 沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表の庶務
- 二 沖繩復帰準備委員会に関する事務のうち、在沖繩米國政府
機関との連絡及び協議

(政府代表)

第四条 外務省に、沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府
代表(以下「政府代表」という。)一人を置く。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とする。

3 政府代表は、外務公務員とする。この場合において、政府代表については、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条、第七条、第二十七条及び第二十八条の規定を適用する。

4 政府代表は、公の名称として「大使」の名称を用いることができる。

第五条 政府代表は、沖縄復帰準備委員会の委員として日本国政府を代表するとともに、政府代表事務所の長として政府代表事務所事務を統括する。

（任免）

第六条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

2 政府代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額、円とし、その他その給与及び公務上の災害補償については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

3 第一項及び第九条第一項の在勤手当の額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるよう沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

(職員)

第八条 代表事務所に置かれる職員（政府代表を除く。本条及び第九条において同じ。）（以下職員という。）は、一般職の国家公務員とし、外務公務員とする。

職員は、公の名称として外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第六条第一項及び第二項に定める名称を用いることができる。

(職員の給与)

第九条 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

第十条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条

第四条、第十条の二及び第二十一条の規定は、第七条第一項及び第九条の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、又は「在外職員とあるのは「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出発する日」と、「外国」とあるのは「政府代表事務所の所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附 則

1. この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2. 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年五月一日法律第三十六号）は、廃止する。

A
案

昭和十五年二月一日

△沖繩復帰準備委員会日本代表事務所の設置に関する暫定措置法(案)

△(目的)
第一條 この法律は、沖繩復帰に関する昭和十五年

△の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩の

← 施政権返還のため沖繩島那覇に設けられる沖繩復帰準備委員会

の委員となる日本国政府代表を長とする沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所を設置

外務省

及び任務並に職員の手続等に関する事項とする。

△(設置)
第二條 外務省の機関とし、沖繩島那覇に、沖繩復帰準備

△準備委員会日本国政府代表事務所を置く。
(以下事務所という。)

△(任務)
第三條 政府代表事務所は、次の事務を執行する機関とする。

△一 沖繩復帰準備委員会の委員となる日本国政府代表

△の職務を執行する。

外務省

△△沖繩復帰準備委員公に關する事務のうち、在沖繩

△米國政府機關との連絡及び協議

(政府代表 ~~委員~~)

△四條 外務省は、沖繩復帰準備委員会の委員となる

△日本國政府代表一人を置く。(以下「政府代表」といふ。)

△政府代表は、特別職の國家公務員とする。

△政府代表は外務公務員とする。この場合において、政府代表

外務省

△~~は~~は、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十二号)が

四條、廿七條、廿七條及び廿八條の規定を適用する。

△政府代表は、公の名称として「大使」の名称を用いることかき

~~は~~は、

△五條 政府代表は、沖繩復帰準備委員会の委員として

日本國政府を代表するとともに、政府代表事務所を

外務省

公債の災害補償を及ぼす

（取存）
この代表事務所の手続を続行する。

（任免）

第六條 政府代表の任負は、外務大臣の申出により内閣が

行なう。

2 政府代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第七條 政府代表は、俸給、期末手当及び在勤手当を支給

する。

2 政府代表の俸給月額は一、
円とす。

外務省

（取存）
第九條一項

3 政府代表が一項の在勤手当の額は、政府代表がその任負を

維持し、かつ、その任負を責に充てしめ、能率よくその任負を

こなすに努めるよう、沖繩島、那覇、朝倉、物産、為替相場及び生

活水準を勘案し、政令で定める。

（取存）

第八條 代表事務所は、置かれる職員（代表を除く）
（取存）
本条及び第九條

（以下職員とす。）は、一般職の公務員とし、
（取存）
外務公務員法による。

2. 職員は、公の名義として外務公務員法（昭和二十七年法律第四十二号）が

第六條が一項及び二項に規定する名義を用いること以外が

(取員の給与)

第九條 取員には、俸給、扶養手当、勤続手当及び勤続手当のほかに勤続手当を支給する。

第十條 在外に駐在勤務する外務公務員の給与に關する法律

(昭和二十七年法律第九十三号)が二條、三項及びが三項、が

三條、が四條、が十條の二及びが二十一條の趣意は、~~が~~

~~が~~が七條の一項及びが九條の俸給、~~が~~が

外務省

勤続手当及び勤続手当並びに在勤手当の支給に關して準用

する。この場合において、~~が~~の趣意中「大佐及び公使」とあるの

は「故存代表」と、~~が~~の趣意中「在勤手当」とあるは

「在勤手当」とあるのは「取員」と、~~が~~の趣意中「在勤手当」とある

のは「在勤手当」と、~~が~~の趣意中「在勤手当」とあるのは

「本邦へ出張を命ぜられ、又は休職期間を許された」とある

のは「本邦へ出張を命ぜられた」と誤り訂正するものとす。

外務省



その他その給与及び

~~西村がその公務上の災害に補償を受けるべきである~~

~~西村がその公務上の災害に補償を受けるべきである~~

とら関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号

から第十六号に掲げる特別職の職員の例による。

外務省

A案

沖繩復興準備委員会日本政府代表部の設置に関する法律案
(草案)

事務所

(目的)

第一条 この法律は、沖繩復興に関する昭和 年 月 日の日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づき、沖繩の復興推進のため沖繩復興準備委員会に設けられる沖繩復興準備委員会(以下「委員会」といふ。)の委員たる日本政府代表を組織することとし、沖繩復興準備委員会日本政府代表部(以下「代表部」といふ。)の設置及び事務の執行に關する職員の手続を定めるところを目的とする。

事務所

第二条 外務省の機関として、沖繩島那覇に、沖繩復興準備委員会日本政府代表部を置く。

事務所

(代表部の長)

第四条 代表部の長は、委員会の委員として日本政府代表するとともに、代表部の事務を統括する。

代表部の長は、特別職の国家公務員とする。

代表部の長は、外務公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条、第七条、第二十七条及び第二十八条の規定を適用する。

代表部の長は、公の名称として「大使」の名称を用いることができる。

代表部の長は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和十四年法律第三十三号)第一条第一項の定員に含まれないものとする。

事務所の長は、委員会の委員として日本政府代表するとともに、代表部の事務を統括する。

事務所の長は、特別職の国家公務員とする。

事務所の長は、外務公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条、第七条、第二十七条及び第二十八条の規定を適用する。

事務所の長は、公の名称として「大使」の名称を用いることができる。

事務所の長は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和十四年法律第三十三号)第一条第一項の定員に含まれないものとする。

(任免)

第五条 代表部委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ふ。

(給与及び災害補償)

第六条 代表部委員には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 代表部の長の俸給月額は、円とする。

3 代表部委員の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた職員代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

4 第一項の在勤手当及び第八条第一項の在勤手当の額は、職員が、その体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるとし、沖州島那島における物価、

漁業関係及び生活水準を勘案して、政令で定める。

(職員)

第七条 代表部に置かれる職員（以下「職員」という。）は、一般職の国家公務員とし、外務公務員とする。

2 職員は、行政機關の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第一項の職員に含まれるものとする。

(給与)

第八条 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤続手当のほか、在勤手当を支給する。

第九条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二及び第二十一条の規定は、第五条第一項及び第七条の俸給、扶養手当、期末手当及び勤続手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規

代表部委員と除く（以下同じ）

7
代表部の
代表部長及び
ハ職員」と

るのは「職員」と

定中「大使及び公使」とあるのは「代表部の長」と、「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは、「職員」と、「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「外園」とあるのは「代表部の所在地」と、「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇期間を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、昭和 年 月 日から施行する。

沖繩島復帰準備委員会 日本政府代表の沖繩島
那覇設置に関する暫定措置法要綱

昭和四十五年一月二十四日

及所掌事務

一 目的

沖繩島復帰準備委員会の日本政府代表の設置とその任務を定
める。

二 代表の設置

代表は、外務省に置かれ、沖繩島那覇に駐在する特別職の外
務公務員とする。

三 代表の任務

沖繩島復帰準備委員会において日本政府を代表し、委員会に

関連する事項につき在沖繩米國政府機関との連絡及び協議に当
る。

四 代表の任免

外務大臣の申出により内閣が行なう。

五 代表の給与

俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

六 事務局の設置

代表の事務を処理するため事務局を設置する。

七 代表事務所

職員は九人置き外務公務員とする。

事務所の内務事務は、この場合は、内務省に

復帰の準備に必要の事務

並ぶ

行なう

政令で定める

代表事務所 附置し必要の職員を置く

（注）

九 職員の手当

職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか支給額を政令で定める在勤手当を支給する。

十 日米琉諮問委員会日本政府代表の設置に関する暫定措置法を廃止する。

昭和四十五年一月二十八日

沖繩~~県~~復帰準備委員会日本政府代表の沖繩島那覇設置に関する暫定措置法要綱(草案)

一、目次

沖繩~~県~~復帰準備委員会の日本政府代表の設置と

その任務及び所掌事務等を定める。

二代表の設置

代表は、外務省に置かれ、沖繩島那覇に駐在する

特別取~~の~~外務~~省~~公務員とする。

外務省

三、代表の任務等

沖繩島復帰準備委員会において日本政府を代表する

とともに、委員会に関連する事項につき在沖繩米國政

府機関との連絡及び協議並びに復帰の準備に関する

事務を行なう。

四、代表の任免

外務大臣の申出により内閣が行なう。

外務省

五 代表の給与

俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

六 事務所の設置

代表の事務を処理させるため、事務所を置く。

七 事務所の職員

職員は、一般職の外務公務員とする。

八 事務所の内部組織

事務所の内部組織等については外務省令で定める。

九 職員の給与

職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の

ほか支給額を政令で定める在勤手当を支給する。

十日米琉諮問委員会日本政府代表の設置に関する

暫定措置法を廃止する。

事務所の

昭和四十四年五月二日

沖繩復興準備委員会日本政府代表部の請求及び職員に支給する在勤手当の額を定める政令(案)

事務所

内閣は、沖繩復興準備委員会日本政府代表部の設置に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第 号)第六條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

事務所

三

沖繩復興準備委員会日本政府代表部(以下「代表部」という)の請求及び職員に支給する在勤手当の月額額は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号の表に定めるとおりとする。

一 代表部の長 政務代表

扶養親族を同伴しない場合 扶養親族を同伴する場合

四〇二、三〇〇円

四、一、一〇〇円

二 政務代表以外 代表部の職員

一 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(イ)の適用を受ける職員

職務の等級及び号俸 扶養親族を同伴しない場合 扶養親族を同伴する場合

円

円

給与法第六條第一項第一号ロに規定する行政職俸給表(ロ)の適用を受ける職員

円

円

職務の等級及び号俸 扶養親族を同伴しない場合 扶養親族を同伴する場合

附 頁

この附合は、昭和十五年四月一日から施行する。

一 筆 級	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円
二 筆 級 の二三俵以上	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二 筆 級 の二三俵以下	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三 筆 級 の二〇俵以上及び 四筆級の二五俵以上	九六、〇〇〇円	九一、九〇〇円
四筆級の二〇俵以下	六一、〇〇〇円	七四、一〇〇円
五筆級の二〇俵以上	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五筆級の二三俵以上及び 六筆級の二五俵以上	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六筆級の二〇俵以下及び 七筆級の二五俵以上	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円
七筆級の二〇俵以下	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円
八筆級の二五俵以上	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八筆級の二〇俵以下	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

外 務 省

昭和四十四年十二月二日

△△△ 沖繩復帰準備委員会日本政府代表部 長及び職員に支給する在勤手当の支給額を定める政令（案）

△内閣は、沖繩復帰準備委員会日本政府代表部の設置に
 関する法律（昭和四十五年法律第 号）第六条第四項の
 規定に基づき、この政令を制定する。

△沖繩復帰準備委員会日本政府代表部 長及び職員に支給する在勤手当の月額額は、次の各号に定める区分に依り、

外 務 省

それぞれ当該各号の表に定めるとおりとする。

一 代表部の長

扶養親族と同伴する場合	円
扶養親族と同伴する場合	円

二 代表部の職員

△イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）が六条第一項第一号イの規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

職階の等級及び号俸	円
扶養親族と同伴する場合	円
扶養親族と同伴する場合	円

外務省

△ロ 給与法が六条第一項第一号ロの規定する行政職俸給表（二）の適用を受ける職員

職階の等級及び号俸	円
扶養親族と同伴する場合	円
扶養親族と同伴する場合	円

△△△附△則

△この政令は、昭和 年 月 日から施行する。

外務省

○日本琉球諮詢委員会設置の閣内交換公文署名の年月日 昭和43年1月19日

○諮詢委員会の発足した年月日 昭和43年3月1日

○諮詢委員会日本政府代表の国内性上の設置年月日 昭和43年5月1日

○諮詢委員会日本政府代表任命年月日 昭和43年5月1日

高橋大使

○諮詢委員会日本政府代表任命された日の同日 昭和43年2月16日 (当時高橋大使は在任中)
外務省の事務に従事して
任命された

昭和43年5月1日 退任
43年6月1日 外務省顧問